

# 令和7年第5回 教育委員会臨時会議案

多賀城市教育委員会

## 令和7年第5回教育委員会臨時会議事日程

令和7年12月10日（水）  
午後6時 開会  
多賀城市役所北庁舎5階 502会議室

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議事

(1) 議案第30号 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

日程第3 その他

議案第30号

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

について

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

議会第1616号  
令和7年12月8日

多賀城市教育委員会  
教育長 市岡 良庸 殿

多賀城市議会議長  
米澤 まき子



多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る  
意見について（依頼）

令和7年第4回多賀城市議会定例会に提出された下記の議案について、地方  
教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により貴委員会の  
意見を求めます。

つきましては、令和7年12月10日（水）までに御回答願います。

記

議案第63号

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

議案第30号関係資料

議案第63号

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

について

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月8日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

## 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財の保護に関することについては、市長が管理し、及び執行するものとする。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## **多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び同条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

### **1 制定の趣旨**

国宝指定された多賀城碑、復元した多賀城南門、ガイダンス施設等を活用するだけにとどまらず、その特性を生かした地域振興を一体的に行い、次世代につなげていくこととし、文化財の保護に関する事務を教育委員会から市長部局に移管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するもの

併せて、同条例の施行に伴い、市長部局の分掌事務に文化財の保護に関する事務を加える等、関係条例について所要の改正を行うため、多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもの

### **2 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について**

#### **(1) 制定する条例の内容**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財の保護に関することについては、市長が管理し、及び執行することとするもの

#### **(2) 施行期日**

令和8年4月1日

### **3 多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について**

#### **(1) 改正する条例の内容**

##### **ア 多賀城市行政組織条例（平成7年多賀城市条例第12号）**

市長の権限に属する事務について、文化財の保護に関する企画運営部の分掌事務として追加するもの（第1条関係）

##### **イ 多賀城市職員定数条例（昭和35年多賀城市条例第3号）**

市の機関に常時勤務する一般職の職員定数について、市長及び教育委員会両部局間で同数の人員調整を行うこととし、市長部局の職員定数を387人から404人と、教育委員会部局の職員定数を60人から43人とするも

の（第2条関係）

**ウ 多賀城市文化財保護条例（昭和47年多賀城市条例第15号）**

文化財の指定及び指定解除、文化財保護委員会への諮問並びに文化財所有者への指導及び助言の主体を教育委員会から市長に改めるもの（第3条関係）

**エ 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例（昭和61年多賀城市条例第23号）**

埋蔵文化財調査センターの設置及び管理の主体を教育委員会から市長に改めるとともに、当該改定に必要な規定の整理を行うもの（第4条関係）

**オ 多賀城跡ガイダンス施設条例（令和7年多賀城市条例第7号）**

多賀城跡ガイダンス施設の設置及び管理の主体を教育委員会から市長に改めるとともに、当該改定に必要な規定の整理を行うもの（第5条関係）

**(2) 附則**

**ア 施行期日**

令和8年4月1日

**イ 多賀城市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置**

この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の多賀城市文化財保護条例第3条の規定により教育委員会がした多賀城市指定文化財の指定は、第3条の規定による改正後の多賀城市文化財保護条例第3条の規定により市長がした多賀城市指定文化財の指定とみなすもの

**ウ 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置**

この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について教育委員会がした指定管理者の指定は、第4条の規定による改正後の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について市長がした指定管理者の指定とみなすもの

議案第64号

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例  
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴  
う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月8日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例  
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(多賀城市行政組織条例の一部改正)

第1条 多賀城市行政組織条例（平成7年多賀城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条企画経営部の項に次の1号を加える。

（10）文化財の保護に関すること。

（多賀城市職員定数条例の一部改正）

第2条 多賀城市職員定数条例（昭和35年多賀城市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「387人」を「404人」に改め、同条第5号中「60人」を「43人」に改める。

（多賀城市文化財保護条例の一部改正）

第3条 多賀城市文化財保護条例（昭和47年多賀城市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（多賀城市埋蔵文化財調査センタ一条例の一部改正）

第4条 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例（昭和61年多賀城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び」を削る。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則その他教育委員会」を「規則その他市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（多賀城跡ガイダンス施設条例の一部改正）

第5条 多賀城跡ガイダンス施設条例（令和7年多賀城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び」を削る。

第5条第2項、第6条第2項、第8条及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（多賀城市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の多賀城市文化財保護条例第3条の規定により教育委員会がした多賀城市指定文化財の指定は、第3条の規定による改正後の多賀城市文化財保護条例第3

条の規定により市長がした多賀城市指定文化財の指定とみなす。

(多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について教育委員会がした指定管理者の指定は、第4条の規定による改正後の多賀城市埋蔵文化財調査センター条例第6条の規定に基づく管理について市長がした指定管理者の指定とみなす。

議案第64号関係資料

多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第1条の規定による改正（多賀城市行政組織条例の一部改正）

新	旧
多賀城市行政組織条例 平成7年12月22日 条例第12号	多賀城市行政組織条例 平成7年12月22日 条例第12号
第1条 略 (分掌事務)	第1条 略 (分掌事務)
第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 略 企画経営部 (1)～(9) 略 <u>(10) 文化財の保護に関すること。</u>	第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 略 企画経営部 (1)～(9) 略 保健福祉部 略 都市産業部 略 以下 略

第2条の規定による改正（多賀城市職員定数条例の一部改正）

新	旧
多賀城市職員定数条例 昭和35年4月1日 条例第3号	多賀城市職員定数条例 昭和35年4月1日 条例第3号
第1条 略 (職員の定数)	第1条 略 (職員の定数)
第2条 職員の定数は502人とし、機関別の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>404人</u> (2)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>43人</u> (6)・(7) 略	第2条 職員の定数は502人とし、機関別の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>387人</u> (2)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>60人</u> (6)・(7) 略
以下 略	以下 略

第3条の規定による改正（多賀城市文化財保護条例の一部改正）

新	旧
多賀城市文化財保護条例 昭和47年6月20日 条例第15号	多賀城市文化財保護条例 昭和47年6月20日 条例第15号
第1条・第2条 略 (指定)	第1条・第2条 略 (指定)
第3条 市長  _____は、国又は県の指定する文化財以外で市の区域内に存する文化財のうち、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、多賀城市指定文化財に指定すること（以下「市指定文化財」という。）ができる。 (所有者の同意)	第3条 多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県の指定する文化財以外で市の区域内に存する文化財のうち、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、多賀城市指定文化財に指定すること（以下「市指定文化財」という。）ができる。 (所有者の同意)
第4条 市長_____が文化財の指定を行うときは、当該文化財の所有者の申請によるもののか、所有者及び権限に基づく占有者（以下「所有者」という。）の同意を得なければならない。 (指定の解除)	第4条 教育委員会が文化財の指定を行うときは、当該文化財の所有者の申請によるもののか、所有者及び権限に基づく占有者（以下「所有者」という。）の同意を得なければならない。 (指定の解除)
第5条 市長_____は、指定した文化財が市指定文化財としての価値を失つた場合、その他特別な事由が生じたときは、その指定を解除することができる。 (文化財保護委員会)	第5条 教育委員会は、指定した文化財が市指定文化財としての価値を失つた場合、その他特別な事由が生じたときは、その指定を解除することができる。 (文化財保護委員会)
第6条 市長_____の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。	第6条 教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2・3 略	2・3 略
4 前2項に定めるもののか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則_____で定める。 (告示及び通知)	4 前2項に定めるもののか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 (告示及び通知)
第7条 市長_____は、第3条の規定による	第7条 教育委員会は、第3条の規定による

<p>指定をしたとき、又は第5条の規定により指定を解除したときは、その旨を告示するとともに所有者に通知しなければならない。</p>	<p>(所有者の管理義務)</p>	<p>指定をしたとき、又は第5条の規定により指定を解除したときは、その旨を告示するとともに所有者に通知しなければならない。</p>	<p>(所有者の管理義務)</p>
<p>第8条 第3条の規定により、指定を受けた文化財の所有者は、<u>市長</u>の指示に従い、その文化財を災害、盗難、現状変更の防止に留意し、管理しなければならない。</p>	<p>2 略</p>	<p>第8条 第3条の規定により、指定を受けた文化財の所有者は、<u>教育委員会</u>の指示に従い、その文化財を災害、盗難、現状変更の防止に留意し、管理しなければならない。</p>	<p>2 略</p>
<p>(指導及び助言)</p>	<p>第9条 <u>市長</u>は、市指定文化財の所有者に対して、その管理及び保存につき必要な指導及び助言を行うことができる。</p>	<p>(指導及び助言)</p>	<p>第9条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財の所有者に対して、その管理及び保存につき必要な指導及び助言を行うことができる。</p>
<p>第10条 略</p>	<p>(規則への委任)</p>	<p>第10条 略</p>	<p>(規則への委任)</p>
<p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で別に定める。</p>	<p>附則 略</p>	<p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で別に定める。</p>	<p>附則 略</p>

第4条の規定による改正（多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正）

新	旧
多賀城市埋蔵文化財調査センター 条例 昭和61年12月16日 条例第23号 (趣旨) 第1条 この条例は、 _____地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	多賀城市埋蔵文化財調査センター 条例 昭和61年12月16日 条例第23号 (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u> （昭和31年法律第162号）第30条及び <u>地方自治法</u> （昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条～第5条 略 (指定管理者による管理) 第6条 市長_____は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、市長_____が必要と認める業務 (指定管理者の管理の基準)	第2条～第5条 略 (指定管理者による管理) 第6条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者の管理の基準)
第7条 指定管理者が前条各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく <u>規則</u> その他市長_____が定めるところに従い、多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理を行わなければならない。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長_____が定める。	第7条 指定管理者が前条各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく <u>教育委員会規則</u> その他 <u>教育委員会</u> が定めるところに従い、多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理を行わなければならない。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。
附則 略	附則 略

第5条の規定による改正（多賀城跡ガイダンス施設条例の一部改正）

新	旧
多賀城跡ガイダンス施設条例 令和7年3月7日 条例第7号 (趣旨)	多賀城跡ガイダンス施設条例 令和7年3月7日 条例第7号 (趣旨)
第1条 この条例は、 _____地方自治法（昭和 22年法律第67号）第244条の2第1 項の規定に基づき、特別史跡多賀城跡附寺 跡に係るガイダンス施設の設置及び管理に 関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方教育行政の組織及 び運営に関する法律</u> （昭和31年法律第 162号）第30条及び <u>地方自治法</u> （昭和 22年法律第67号）第244条の2第1 項の規定に基づき、特別史跡多賀城跡附寺 跡に係るガイダンス施設の設置及び管理に 関し必要な事項を定めるものとする。
第2条～第4条 略 (開館時間)	第2条～第4条 略 (開館時間)
第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が 必要があると認めるときは、開館時間を変 更することができる。 (休館日)	第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が 必要があると認めるときは、開館時間を変 更することができる。 (休館日)
第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が 必要があると認めるときは、休館日を変更 し、又は臨時に休館日を定めることができる。	第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が 必要があると認めるときは、休館日を変更 し、又は臨時に休館日を定めることができる。
第7条 略 (入館の制限等)	第7条 略 (入館の制限等)
第8条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれか に該当すると認める者については、多賀城 跡ガイダンス施設への入館を拒み、又は退 館を命ずることができる。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、 <u>市長</u> の指示に従わない者 (損害賠償義務)	第8条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれか に該当すると認める者については、多賀城 跡ガイダンス施設への入館を拒み、又は退 館を命ずることができる。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、 <u>教育委員会</u> の指示に従わない者 (損害賠償義務)
第9条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、 その損害を賠償しなければならない。ただ	第9条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、 その損害を賠償しなければならない。ただ

し、市長\_\_\_\_\_がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、多賀城跡ガイダンス施設の管理及び運営に関する必要な事項は、規則\_\_\_\_\_で定める。

附則 略

し、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、多賀城跡ガイダンス施設の管理及び運営に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則 略